

11 日広島仮処分提訴当日は記者会見のみ

2020年3月2日（広島）

伊方原発広島裁判本案訴訟（本訴）原告団は、3月11日四国電力伊方原発3号機の運転差止を求める仮処分の申立を行う予定だが、新型肺炎感染予防対策のため、提訴後の報告会を中止することにした。

また提訴に伴う「乗込行進」は規模を縮小して実施する。

なお、記者会見は予定通り実施する。記者会見では、申立人の紹介及び決意表明、提訴の趣旨、申立書の概要、日本における原発裁判の大きな流れ及びその中での今回申立の位置づけなどを弁護団長の河合弘之氏が説明する予定。

3月11日当日スケジュールは以下の通り。

- 13:35 ごろ 広島地裁へ乗込行進開始
- 13:40 ごろ 広島地裁へ仮処分申立
- 14:00 記者会見開始（広島弁護士会会館3階大ホール）
- 15:30 ごろ 記者会見終了予定

申立書全文は記者会見会場で、データ配布の形で希望者全員に配布する。

（了）

伊方原発広島裁判原告団事務局
〒733-0012 広島市西区中広町2丁目21-22-203
e-Mail: saiban_office@hiroshima-net.org
URL: <http://saiban.hiroshima-net.org>
プレス担当：哲野イサクまたは網野沙羅（携帯電話 090-7899-4998）